医療機関を開設している法人の 研究部門(研究所)への寄附

医療機関を開設している法人の研究部門(研究所)が医学・薬学的な研究活動を行う場合、製薬企業はその研究活動の援助ができます。

その場合、研究部門の事業運営が病院部門と明確に区分されていて以下の [該当する施設の要件]を充たしていることが必要です。

- ①法人の事業内容に医学・薬学に関する研究の項があること
- ②研究部門(研究所)が同一法人の医療機関とは組織上別個独立していること
- ③組織規定に定める研究員が研究部門(研究所)に在籍していること
- ④前年度の研究報告書等で実際に研究活動が行われていることが確認できること

さらに、寄附金拠出に当たっては、医療機関に対する金銭提供とならないために、次の要件をすべて充たさなければなりません。

- ア 寄附金は法人の正規会計部門に受入れられ、研究部門の研究で使用されること
- イ その使途を具体的な学術研究目的に指定すること (具体的とは、例えば、「エイズの研究」「癌の研究」といった具体的 学術研究目的を指定することをいいます。)
- ウ その研究結果の簡単な報告を入手すること
- *自社医薬品の臨床研究に対して、寄附を行うことはできません。



医療用医薬品製造販売業公正取引協議会

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3丁目7番2号 TEL:03-3669-5357(代表) FAX:03-3669-3839

URL: https://www.iyakuhin-koutorikyo.org/